

令和8年度 新規就農者支援事業等の概要

支給年齢	50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳未満
研修 段階	<p>【新規就農者育成総合対策（就農準備資金）】 （国 10/10） 165万円/年（最大2年間） 対象：カレッジ研修生、先進農家等研修生 条件：研修修了後、1年以内に就農し、給付期間の1.5倍以上（最低2年間）営農することなど</p>	<p>【県単就農給付金（準備型）】（県単） 90万円/年（最大2年間） 対象：県外出身のカレッジ研修生 条件：研修終了後、1年以内に県内で就農し、給付期間の1.5倍以上営農すること</p>	<p>【受入農家等支援報償費（里親報償費）】（県単） 里親農家に対し 2万円/月（最大2年間）</p> <p>【研修奨励金】（県単） 60万円/年（家族連れ90万円/年）（最大2年間） 対象：県外出身、または嶺北-嶺南をまたぐ移住をするカレッジ研修生 条件：左記の県単就農給付金準備型と同様</p>
就農 段階 ※原則、 法人就業者 は対象外	<p>【新規就農者育成総合対策（経営開始資金）】 （国 10/10） 165万円/年（最大3年間） ※夫婦の場合、1.5倍の金額を給付 対象：経営開始から3年以内の認定新規就農者 条件：給付後、給付期間と同期間以上営農を続けることなど</p> <p>【未来に繋ぐふくいの農業応援事業（国庫）】 （1）新規就農者育成総合対策（経営発展支援（通常枠）） 経営開始初期の機械・設備導入等の支援 〔補助率〕国 1/2 以内、1/4 以内 対象：経営開始初期の認定新規就農者等 補助上限：国費 5,000 千円、県費 2,500 千円 ※経営開始資金受給者は、上記の 1/2</p> <p>（2）新規就農者育成総合対策（経営発展支援（地域計画早期実現支援枠）） 対象：経営開始初期の認定新規就農者等 補助上限：国費 6,000 千円、県費 3,000 千円 ①経営資源の有効利用・経営移譲に向けた取組 〔補助率〕国 1/3 以内、県 1/6 以内 ②経営開始初期の機械・設備導入等 〔補助率〕国 1/2 以内、県 1/4 以内</p>	<p>【就農奨励金】（県 1/2、市町 1/2） 〈非農家出身者〉 1年目：180万円/年 2年目：120万円/年 3年目：60万円/年 〈兼業農家出身者〉 180万円/年（1年間のみ） 〈専業農家出身者〉 60万円/年（1年間のみ） ※夫婦型は1.5倍/年（上限225万円/年） 対象：経営開始から3年以内の認定新規就農者 条件：給付後、3年以上営農を続けること</p> <p>【新規就農者住宅確保支援】（県 1/4、市町 1/4） 住宅家賃に対する助成 家賃上限 53 千円/月（最大3年間） 対象：県外出身で、経営開始から5年以内の認定新規就農者 条件：上記、就農奨励金と同様</p>	<p>【小農具整備奨励金】（県 1/4、市町 1/4） 小農具（スコップ、一輪車等）の整備に対する助成、事業費上限 150 万円 対象：経営開始から3年以内の認定新規就農者 条件：給付後、3年以上営農を続けること</p> <p>【未来に繋ぐふくいの農業応援事業】 <u>うち、新規就農者支援（県 1/3 以内）</u> 経営開始5年度以内の機械・設備導入等の支援 〔総事業費〕1,000 千円～ 〔補助上限〕11,000 千円 〔補助率〕1/3 以内 対象：経営開始5年度までの認定新規就農者等 （原則50歳未満の者は、国庫事業を活用し、国庫事業の県負担分を含む）</p>